

平成28年3月

日本ボウリング場厚生年金基金
年金受給者様

日本ボウリング場厚生年金基金
理事長 中野 明
(公印省略)

基金解散のお知らせと解散に伴う年金支給の変更等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本ボウリング場厚生年金基金（以下「当基金」といいます。）は、既定方針のとおり平成28年1月14日の代議員会にて“解散認可の申請を行うこと”を決議し、1月28日に厚生労働省に解散認可申請書を提出いたしました。今後は、3月28日に解散の認可を受け、清算終了に向けて手続きを進めていく予定です。

当基金の解散に伴い、これまで当基金からお支払いしておりましたあなた様の年金（代行部分）は、厚生年金保険法の定めにより別紙のように取扱われることとなりますのでご連絡申し上げます。

年金受給者の皆様には大変ご迷惑をおかけする結果となりましたが、何卒事情ご賢察のうえ、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆さまのますますのご健勝をお祈り申し上げます。

敬 具

1. 基金が給付する年金の変更について

(1) 代行部分の年金額について

- ・基金の年金（代行部分＋上乘せ部分）のうち代行部分の年金が国に引き継がれます。
- ・基本的には、代行部分の年金額は、基金解散の前後で変わることはありません。

但し、基金解散後は、国の老齢厚生年金と併せて支給されます。

※「代行部分」の金額は平成 28 年 6 月に日本年金機構から送付される「お知らせ」にてご確認ください。

※「上乘せ部分」につきましては、残余財産が発生した場合に分配金の計算対象となります。

(2) 代行年金の支給日について

- ・当基金の年金振込日は偶数月の 1 日（支払回数は年金額に応じて 1～6 回払い）ですが、国からの年金振込日は偶数月の 15 日（金融機関の休日の場合は前営業日）となります。また、国からの年金は、年金額によらず、年 6 回偶数月に前 2 ヶ月分が支給されます。

(3) 代行年金の振込口座について

- ・基金解散後の代行部分の年金は、国の老齢厚生年金と同じ口座に合算して振込まれますので、国と基金の振込口座が違う方はご注意ください。

(4) 当基金からの最終の支払について

- ・当基金からの年金のお支払は平成 28 年 3 月分の給付で終了いたしますが、これに伴い年金の最終給付として、平成 28 年 3 月以前の各月分の年金でまだ支給していない分（「未支給年金」）のお支払をいたします。最終給付の内容と支給予定日はあなたの年の年金額（年額）に応じて次のようになります。

これまでの お支払月	最終給付の内容	最終支払日
2, 4, 6, 8, 10, 12 月の各月	2 ヶ月分（平成 28 年 2 月～3 月分）	平成 28 年 4 月 1 日
2, 6, 10 月の各月	2 ヶ月分（平成 28 年 2 月～3 月分）	平成 28 年 5 月 2 日
6, 12 月の各月	4 ヶ月分（平成 27 年 12 月～3 月分）	平成 28 年 5 月 2 日
2 月	2 ヶ月分（平成 28 年 2 月～3 月分）	平成 28 年 5 月 2 日

（注 1）当基金に加入中のため年金給付が全額停止されている方には、最終給付は行われません。

（注 2）「現況届」を提出していないため、年金支給が差し止められている方には、支払ができません。該当される方は、至急「現況届」を当基金に提出して下さい。

(注3) 当基金の裁定手続を行って間もない方については、最終給付の内容及び最終支払日が上記と異なる場合がございます。

(注4) 基金事務局の事務手続きの関係で遅延する場合もございますので、予めご了承ください。

(5) 代行部分を引き継ぐ国の初回支払について

- ・基金解散後は国から支給されますが、初回支払は平成28年4、5月の2ヶ月分が、平成28年6月15日（以降、年6回偶数月）に国の老齢厚生年金と併せて支給されます。

※国の代行部分の返上事務の状況により、振込が遅延する可能性もありますが、次の支払の際に遡ってまとめてお支払いされますので、予めご了承ください。

2. 国の老齢厚生年金と同じ取り扱いとなります。

解散認可を受けますと、当基金の代行部分の年金は、国の老齢厚生年金として支給されます。従いまして、国の老齢厚生年金の取り扱いルールにより支給されるため、次のような場合に年金の支給が一部停止、または全額停止されることがあります。

- ① 60歳以降も厚生年金に加入し就労している場合
- ② 65歳以降も厚生年金に加入し就労している場合
- ③ 高年齢雇用継続給付を受給中の場合
- ④ 失業給付を受給中の場合
- ⑤ 遺族厚生年金を受給中の場合
- ⑥ 障害厚生年金を受給中の場合
- ⑦ 公的年金の受給資格に満たない場合

<当基金の連絡先>

日本ボウリング場厚生年金基金 事務局（平日：9:00~17:00）

〒103-0001

東京都中央区日本橋小伝馬町16-6 香取ビル8F

TEL 03-5642-6448

FAX 03-5641-3585